

## 消費税滞納者に電話催告

**Q** : 聞くところによりますと、消費税の滞納者に電話催告がされているとか。本当ですか？

**A** : 5月、6月の土・日曜日に電話による催告が実施されています。

### 【解説】

国税庁では、平成17年分の消費税の滞納者に対して、平成18年5月から6月にかけての土・日曜日に、電話による催告を実施しています。

時間帯は9時から17時までで、滞納者には、税務署や金融機関の窓口で滞納している消費税を納付することを依頼しているとのことです。

税金の滞納者に対しては、これまでも、滞納している納付税額が100万円未満である者に対しては納税コールセンターから集中的に電話による催告を実施してきましたが、今回のように消費税に限定した催告は、初めての試みです。

これは、平成17年分から消費税の新規課税事業者が大幅に増加したことにより、滞納する事業者も増加が見込まれることに対応しての取り組みです(去年の滞納率を基に単純計算すると、新規課税事業者を含めた滞納者数は約16万人にも上ると見込まれています)。

なお、今回の電話催告の対象となる者は、  
①平成17年分の確定申告書を提出したものの消費税の納付を滞納している個人事業者で、  
②平日2回以上電話催告をしたが繋がらなかった者が対象とのことです。

